

## 【目的】

地域の高齢者に対し必要な介護予防サービスが提供されるための適切な介護予防ケアマネジメントを実施するとともに、地域のネットワークの構築や、権利擁護を含む総合的な相談支援の実施、高齢者の状態変化に対応した長期継続的な包括的・継続的ケアマネジメントの支援を行い、地域の高齢者の心身の健康維持や保健・福祉・医療の向上を図ること及び地域包括ケア体制の構築を図ることを目的とする。

## 【これまでの経緯】

平成18年度の地域支援事業の創設に伴い、17カ所に設置。その後、高齢者人口の増加に合わせて、平成22年度に4カ所、平成25年度に6カ所の増設を行い、現在は市内27カ所の設置。また、平成30年度、南区の2カ所において受託法人が変更となった。

## 【対象者】

65歳以上の高齢者及びその家族、地域福祉関係者、介護サービス事業者等

## 【設置状況】

12法人(社会福祉法人:7、医療法人:5)に委託し、全市に27カ所設置。

## 【配置職員】

常勤・専任の専門職員として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員をそれぞれ1名以上組み合わせて配置。1センターあたりの配置人数は担当する地域の高齢者人口等に応じて年度ごとに決めており、令和3年度の1センターあたりの専門職員の配置人数は6~13人であった。専門職員のほかに、事務職員1名、その他介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援業務のみを行う指定介護予防支援担当職員を各センター任意で配置している。

令和元年度より、センター長の配置を義務付けている。

## 【業務内容】

### 1 包括的支援事業

#### (1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるように、総合相談、実態把握等で必要な支援を把握し、適切なサービスや機関、制度等の利用につなげる支援を行うとともに、地域の関係機関とのネットワークの構築を図る。

#### (2) 権利擁護業務

権利擁護の視点に基づき、「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」の活用のための支援を行うほか、高齢者の虐待防止、消費者被害防止のために関係機関との連携・協力に努めるとともに、必要な知識の普及啓発等を行う。

#### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者一人一人の状況に応じ、様々な支援を組み合わせ、継続的にフォローアップするため、医療機関、ケアマネジャーとの連携や、地域を基盤とした在宅と施設の連携を図り支援体制を構築する。

#### (4) 介護予防ケアマネジメント業務(第1号介護予防支援事業)

要支援認定者及び事業対象者に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、その選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助(ケアプラン作成含む)を行う。

## 2 指定介護予防支援業務

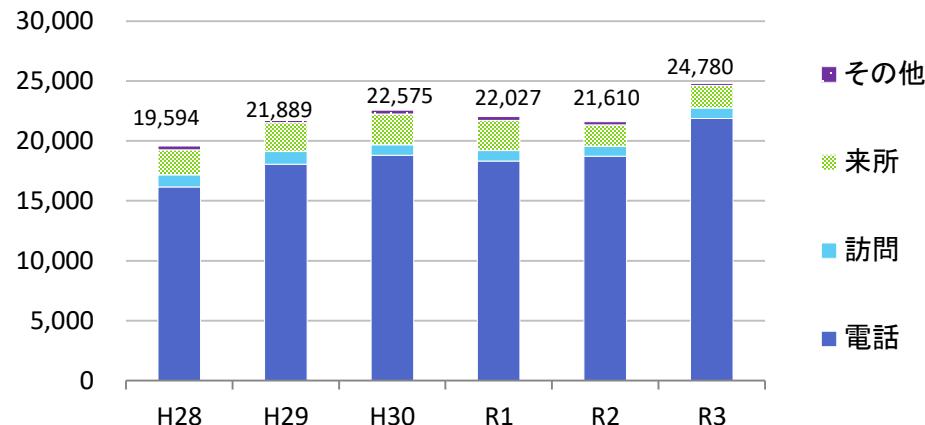
予防給付の対象となる要支援認定者に対し、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、ケアプランを作成するとともに、適切なサービスが提供されるよう必要な援助を行う。

# 1. 令和3年度地域包括支援センターの活動実績

## (1) 総合相談支援業務

- 相談件数は、前年度より3,170件増加。コロナ禍での外出自粛の影響もあり、電話による相談が特に増加している。
- 相談者別の割合は、「家族・親戚」が最も多く「本人」と合わせて全体の67%を占めている。次に「医療機関」が12%と多く、例年と同様の傾向であった。
- 相談内容は、「介護サービスの利用希望」が最も多く「介護保険制度・サービス」と合わせて全体の63%を占めており、例年と同様の傾向であった。
- 対応結果としては、情報提供等により初回相談で終了となったケースが46%で、残り半数以上は継続的な支援（介護予防ケアマネジメント等の利用契約を含む）が必要となっている。相談の内容が複雑化、課題が複合化しており、継続的な支援を要する事例が年々増加している。

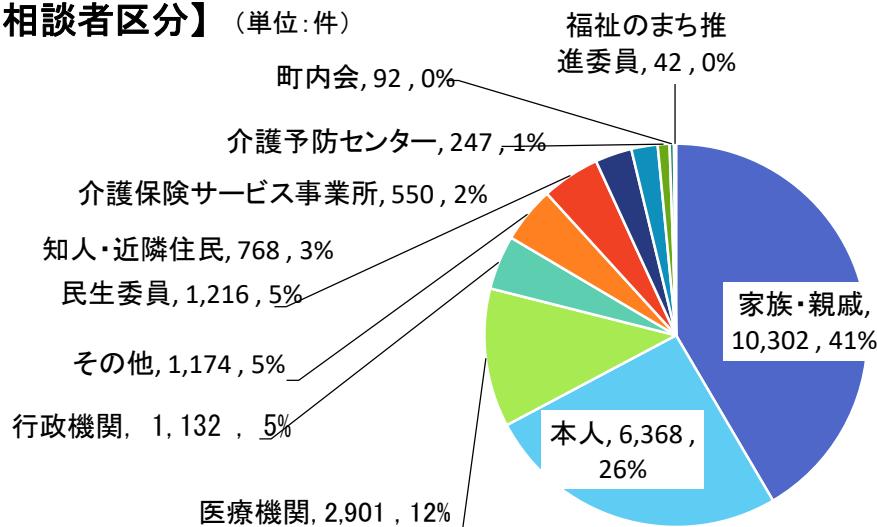
【総合相談件数】 (単位:件)



※介護支援専門員からの相談を除く。

((3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務で計上。)

【相談者区分】 (単位:件)



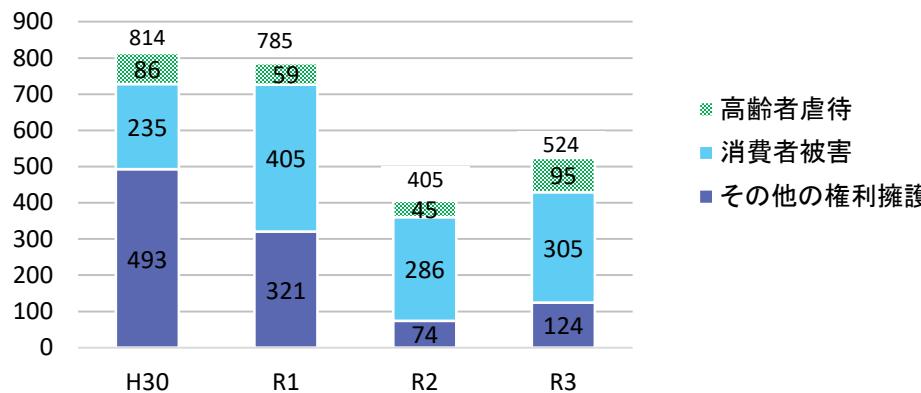
【相談内容(重複あり)】 (単位:件)



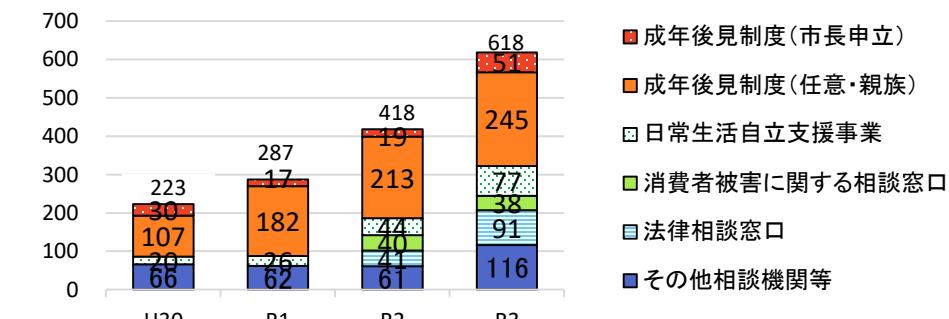
## (2)権利擁護業務

- 権利擁護が必要な高齢者の早期発見・早期対応に向けた普及啓発として、地域住民・関係機関への情報提供活動を継続して実施。コロナ禍で地域住民や関係機関が集まる機会が減少したため活動件数は減少しているが、令和3年度は感染対策を徹底した上で実施したり、対面によらない方法で行うことで、前年度と比較して増加している。
- 権利擁護に関する利用支援数は近年急増しており、ここ3年間で3倍近くの件数となっている。コロナ禍においても必要な支援を行うことができている。
- 高齢者虐待について、令和3年度の相談受理数（包括受理分）は140件であり前年度並みであったが、区への通報件数、対応件数ともに減少傾向にある。コロナ禍においても地区組織や関係機関と連携し、必要な相談が入るよう普及啓発を継続しており、また、相談受理後は実態把握訪問等の必要な対応を迅速に行っている。

**【地域住民・関係機関への情報提供活動】** (単位:件)

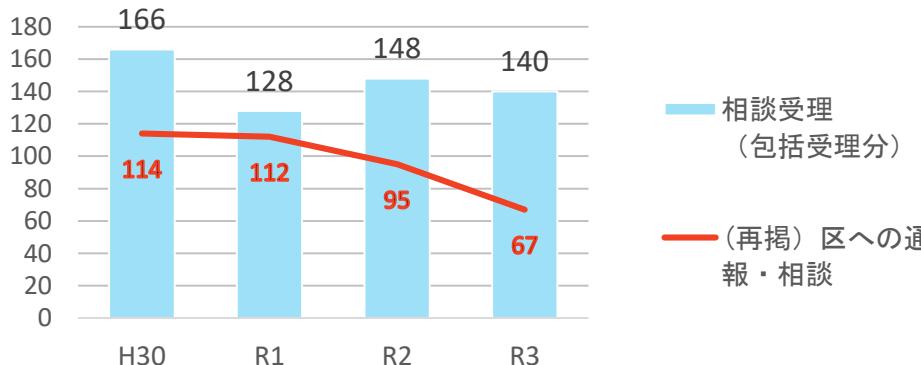


**【権利擁護に関する利用支援数とその内訳】** (単位:件)

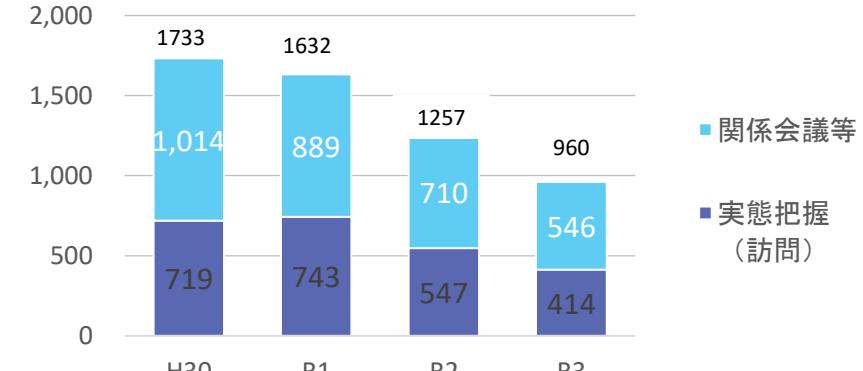


※「消費者被害に関する相談窓口」「法律相談窓口」はR2から項目追加

**【高齢者虐待 相談受理数】** (単位:件)



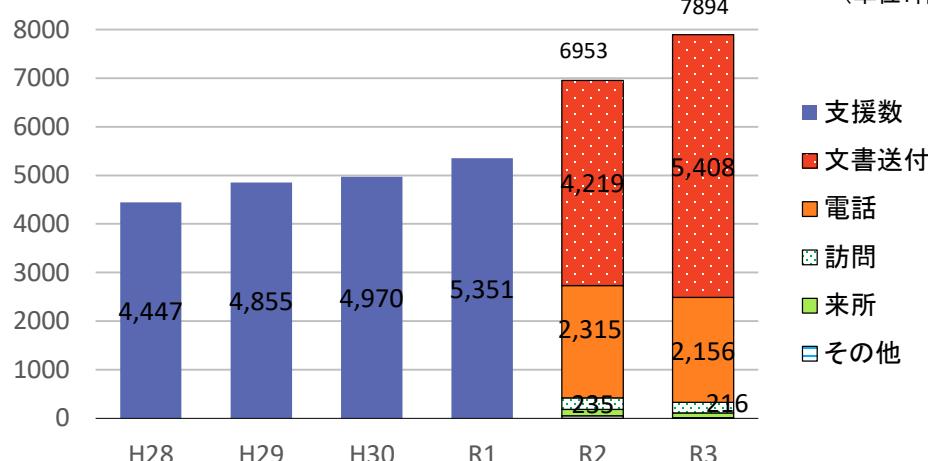
**【高齢者虐待 対応件数】** (単位:件)



### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

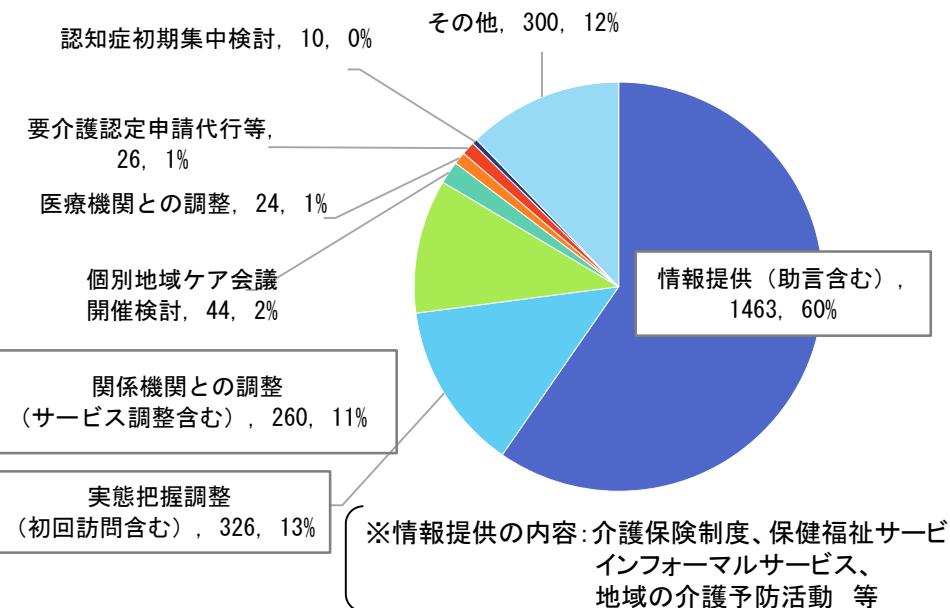
- 介護支援専門に対する相談支援・ネットワーク構築等支援数は増加傾向である。令和2,3年度はコロナ禍のため訪問を控え文書送付等による支援が中心となっている。
- 相談支援の内容では、例年通り、介護保険制度・サービス等に関する「情報提供」が最も多く全体の60%を占めており、残りは「実態把握調整」「関係機関との調整」等の継続支援を要する対応となっている。
- 介護支援専門員を対象とした研修会等の開催状況については、コロナ禍で集合研修が困難であったことから令和2年度は開催回数及び参加人数は減少したものの、令和3年度は文書送付によるニーズ把握や支援を実施したり、オンラインを活用した研修等も実施したことから、開催回数、参加人数ともに増加した。

**【介護支援専門員 相談支援・ネットワーク構築等支援数(延数)】** (単位:件)

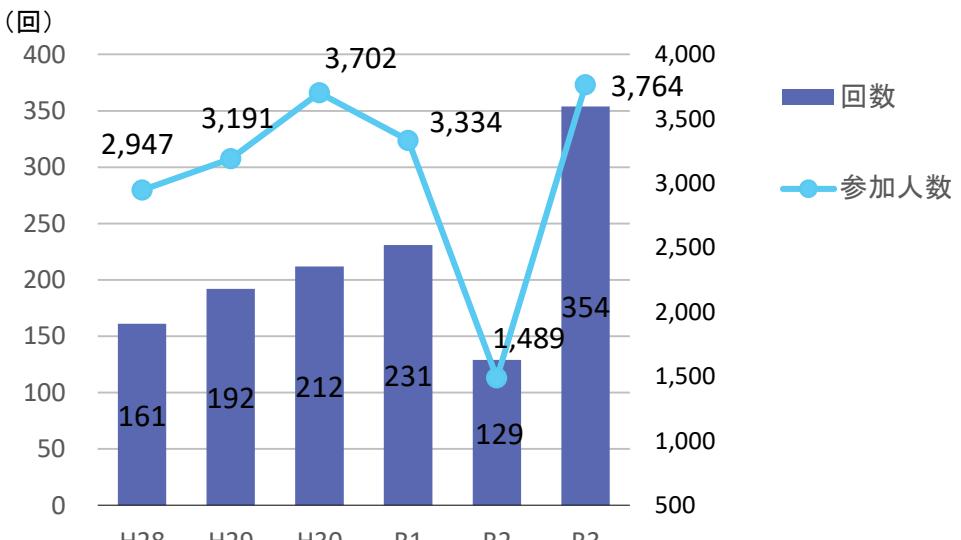


※支援方法の内訳はR2から項目追加

**【介護支援専門員 相談支援の内容(延数)】** (単位:件)



**【介護支援専門員対象の研修会等開催状況】** (人)



#### (4)介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援業務

○運営方針にて、専門職員及び指定介護予防支援担当職員のケアプランの担当上限数を設定

専門職員：40件以下/人（上限）

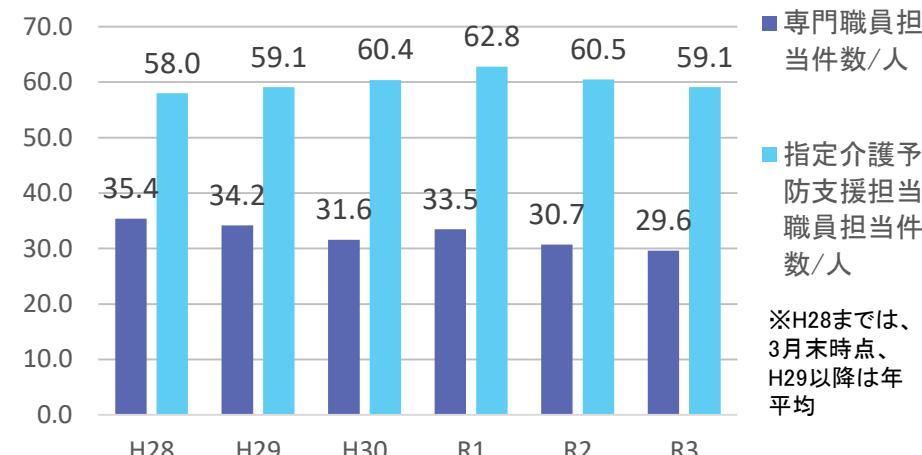
指定介護予防支援担当職員：78件/人（目安）

○職員一人当たりの平均ケアプラン数は、上限以下を維持。なお、やむを得ず、上限数を超えている職員がいる場合は、センターごとに是正に向けた取組を実施。

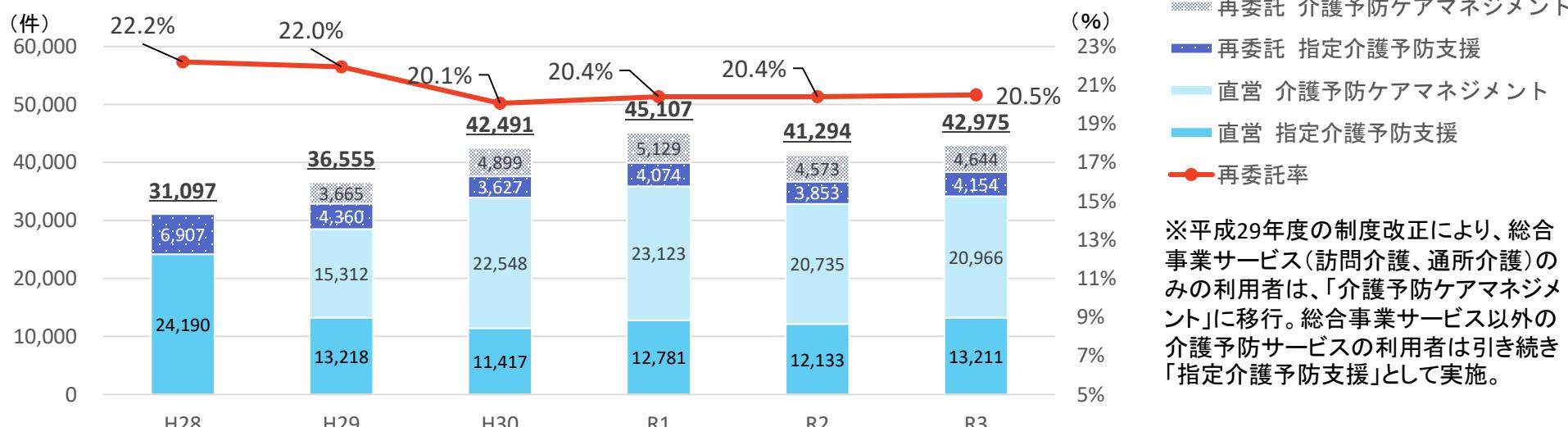
○プラン作成数は年々増加していたが、令和2年度は減少。この要因はコロナ禍によりサービス利用を控えた方がいたことと推測。令和3年度は2年度よりも増加しているが、コロナ禍以前の伸び率よりも緩やかである。

（要支援認定率は横ばいであり、コロナの影響により認定を持っていてもサービス利用を控えている方の割合が増加している可能性がある）

【職員一人当たりの平均ケアプラン担当数】（単位:件/人）

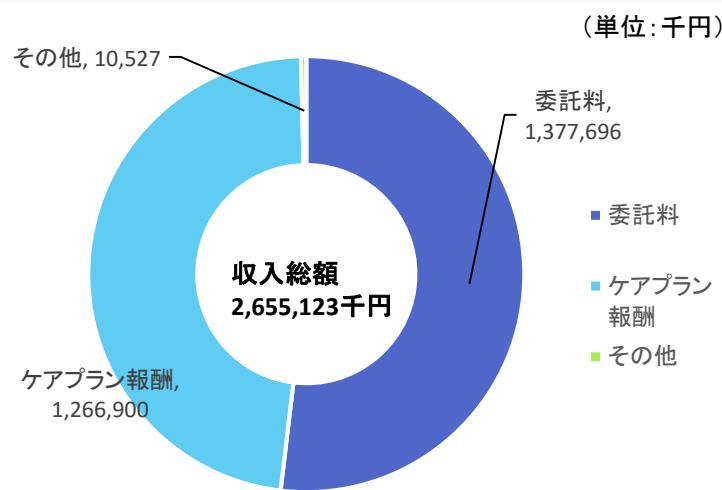


【プラン作成数(年間延数)、再委託率】



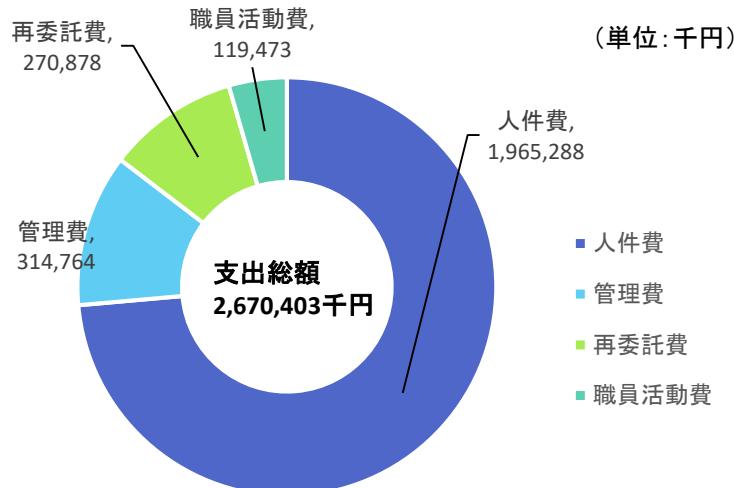
## 2. 令和3年度地域包括支援センターの收支状況

### (1) 収入



|                    |                                                                                       |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託料<br>(51.9%)     | 担当地区の高齢者人口等に応じて配置する専門職員の人員数に応じた人件費、事務職員(1人)の人件費、活動費、管理費、個別地域ケア会議開催経費、生活支援コーディネーター連携費等 |
| ケアプラン報酬<br>(47.7%) | 要支援者及び事業対象者のケアプラン作成に伴う収入                                                              |
| その他<br>(0.4%)      | 住宅改修申請に伴う意見書の作成報酬、講師謝金、認知症初期集中支援推進事業委託料等                                              |

### (2) 支出



|                 |                                                  |
|-----------------|--------------------------------------------------|
| 人件費<br>(73.6%)  | 専門職員・指定介護予防支援担当職員・事務職員の俸給、諸手当、法定福利費              |
| 管理費<br>(11.8%)  | 事務所等賃貸料、光熱水費、事務機器経費、システム等IT関連経費、セキュリティ等役務費、その他経費 |
| 再委託費<br>(10.1%) | 要支援者及び事業対象者のケアプラン作成の再委託にかかる経費                    |
| 職員活動費<br>(4.5%) | 通信費、旅費、車両費、需用費(物品購入、印刷経費等)、事業開催経費、研修経費等          |

收支差額(収入－支出)

▲15,280千円

※執行率100.6%

### 3. 令和3年度介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る適正指導

#### 1. 目的

介護保険法の理念に基づき、介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントが本人の自立支援に資するものとなるよう、また、中立・公正にサービス提供事業者の選択がされるよう、確認及び指導・助言を行う。

#### 2. 実施概要及び実施結果

##### ア 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの適正指導

各区保健福祉課で設定した抽出要件に基づき各地域包括支援センターあたり2件(直営ケアプラン1件、再委託ケアプラン1件)以上のケアプランを各区に提出する。区は提出されたケアプランをもとに、各地域包括支援センターに出向き、指導及び助言等を行う。

#### 【実施結果】

指摘事項があったセンターは、7センター。指摘件数は、33件。指摘内容の主なものは、下記のとおり。

- 利用者基本情報の中に未記載の部分があるため、随時情報を更新し、ケアプランの作成には最新のアセスメント結果を反映させること。
- 目標設定が抽象的であるため、評価しやすい具体的な目標設定を行うこと。
- 目標が未達成の場合、要因をアセスメントして次のプランに反映させること。
- モニタリングの際にケアマネジャーが行った判断に関する記載がなく確認できないため、記載すること。
- 介護予防訪問看護等の医療サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師の意見を求めるこ

イ ケアプランに位置付けられた割合が最も高い法人とその占有率の確認  
令和4年3月分のケアプランについて下記を確認。

- ① 訪問型サービス、通所型サービス、福祉用具貸与を位置づけたケアプランうち、件数が最も多い法人と、当該法人の運営する介護サービス事業所を位置付けた割合(占有率)
- ② 再委託した居宅介護支援事業所について、最も多く再委託した法人と、その占有率
- ③ 自法人が運営する居宅介護支援事業所に再委託した場合の占有率

| サービス種別                | 一事業所における占有率(平均) |
|-----------------------|-----------------|
| 訪問型サービス               | 16.7%           |
| 通所型サービス               | 21.3%           |
| 福祉用具貸与                | 17.8%           |
| 居宅介護支援事業所(再委託)        | 11.2%           |
| 包括受託法人の居宅介護支援事業所(再委託) | 6.7%            |

#### 【実施結果】

一事業所における平均占有率は、運営方針において50%を上限として設定。全ての項目で上限を下回っており、全センターで事業者の選択は公正・中立に行われていることを確認。引き続き公正・中立性を確保した事業運営について徹底していく。

## 4. 令和3年度運営方針で示した重点取組項目の実施内容

### (1) 総合相談窓口としての機能強化及び権利擁護支援体制の充実 ①

- ・地域に住む高齢者等に関する様々な相談を一旦全て受け止め、必要に応じて地域包括支援センターの各業務につなげる。または、適切な機関と調整し確実に引き継ぐ。
- ・総合相談、介護サービス未利用者へのアプローチ等の相談支援の際は、自立支援の考えに基づき積極的に地域の介護予防活動やインフォーマルサービスにつなげる。
- ・様々な機関と連携し、家族介護者及び高齢者の権利擁護の支援体制を充実する。

#### 取組例

##### 総合相談支援の充実

多様なニーズや複合的な課題に対して、ワンストップで適切な対応を行うためのツールやセンター内の仕組み作り

###### 課題

- 課題が複雑化、複合化した内容の相談が増加しており、それに伴い、継続的な支援を要する事例も増加している。

###### 取組内容

###### ①対応力の向上

- 全職員が相談時に必要な情報を漏れなく聴取して適切に対応することができるよう、センターにおいて「**相談対応マニュアル**」を作成(北区第2包括など)
- センター内における事例検討や研修を定例で実施(中央区第1包括など)

###### ②組織としての判断・対応

- 初回相談の内容や対応については、全職員で共有して確認(手稲区第1包括など)
- センターにおいて「**スクリーニング実施マニュアル**」を作成し、判断基準に基づいた対応を実施(南区第2包括など)
- 継続支援ケースについても対応状況をセンター内で共有し、会議において支援終了の可否について判断(東区第2包括)

###### ③相談内容等の経年的分析

- 相談者、相談経路、相談内容等の類型化、経年分析を実施。課題を抱えているマンション住民が多いことを把握し、見守りネットワークを強化するため、マンション管理人や近隣の店舗等へセンター周知を行った。(中央区第1包括など)

###### 結果

- マニュアルを活用することで、**職員の対応力の向上を図ることができた**。経験年数の短い職員には特に有効であった。
- 相談対応について組織として協議する体制が強化され、**一人で抱え込まず、相談しやすい環境ができた**。

###### 今後に向けて

- 課題が複雑化、複合化した内容の相談が増加しているため、今後も取組を継続して、**職員の相談対応スキルの向上を図るとともに、組織として対応する体制の維持・強化**も行う。



全職員が自立支援や権利擁護、家族介護者支援等、多角的な視点を持って対応します

# (1) 総合相談窓口としての機能強化及び権利擁護支援体制の充実 ②

## 取組例



### 介護サービス未利用者への支援

サービス未利用者にインフォーマル情報セットを配布する等、動機づけや情報提供を実施



#### 課題

- 要支援認定者のうち約4割の方は介護保険サービス未利用であり、**介護予防の取組を行わなければ要介護状態になってしまう方がいる**と考えられる。

#### 取組内容

- 新規申請した方のうち、**認定調査時にデイサービスの利用希望があつたものの、結果が出た後に「まだサービスに頼らず自分で頑張りたい」等の理由で利用に至らなかった方に対し、地域の介護予防活動やインフォーマルサービスの紹介を実施し、介護予防の取組の促しを実施**(白石区第2包括)
- 認定期間に1度もサービス利用がなく更新を迎える方のうち、**更新しない方や更新するが今すぐサービス利用の希望がない方に対し、地域の介護予防活動についてまとめた資料を送付**(厚別区第1包括)
- インフォーマル情報セットを作成し、未利用者のうち希望した方に配布**(南区第1包括)

#### 結果

- アプローチを行ったことにより、必要な方が**地域の介護予防活動やインフォーマルサービスにつながった**。

#### 今後に向けて

- 現状ではアプローチすることが望ましい方**全てに対しては支援することができないため、対応を強化**することが望ましい。

### 地域における認知症高齢者への支援の体制強化

早期発見リーフレットの配布や認知症センター養成講座の活用等により、認知症高齢者への支援体制を強化

#### 課題

- 認知症高齢者が**タイムリーに相談につながらない事例が多く**、また、家族介護者が**悩みや負担を抱え込んでいる事例も存在しているため**、早期支援につながる仕組みや地域で支える体制を強化する必要がある。

#### 取組内容

- 地区組織や住民、市営住宅管理人、スーパー等に**「認知症早期発見リーフレット」を配布**し、相談の必要な方への周知や包括との情報共有を依頼(南区第2包括)
- 認知症診療医療機関一覧を作成**し、居宅介護支援事業所や民生委員に配布し、受信先に悩む高齢者や家族への情報提供を依頼(中央区第1包括)
- 学校や民間企業、地区組織等に対して**認知症センター養成講座を実施**(全センター)
- 過去5年間の認知症センター養成講座の受講生をマップに落とし、受講している住民が少ない地帯を対象に重点的に認知症センター養成講座のチラシを配布(厚別区第1包括)
- 認知症センター養成講座受講済みの方を対象に**フォローアップ講座を実施**。徘徊している認知症の方への声かけ等、実践的な内容を中心に行つた。(清田区第1包括)

#### 結果

- 認知症について地域住民や様々な機関に普及啓発を行ったり、認知症センターを養成したことにより、**地域における認知症高齢者の見守り体制が強化**されている。

#### 今後に向けて

- 今後も地区の特性を捉えながら実情に応じた取組を継続する。
- 地域での支援体制を強化するため、**養成した認知症センターの活動の場についても検討していく必要がある**。

# (1) 総合相談窓口としての機能強化及び権利擁護支援体制の充実 ③

## 取組例

### 家族介護者支援の強化

認知症高齢者の運転免許証返納など、  
家族介護者の悩みに即した支援を実施



#### 課題

- 認知症高齢者等の介護に関して、**悩みや負担を抱え込んでいる家族が存在**しているため、家族介護者のニーズの把握し、それに基づいた取組を行う必要がある。

#### 取組内容

- 家族介護者が利用すると思われるスーパー やドラッグストアで**相談会を実施**(豊平第1包括)
- **介護者の交流会**をオンラインで実施(東区第3包括)
- **認知症の方の運転免許返納**についての相談が多いことから、警察に講話を依頼して勉強会を実施。内容を包括便りにも掲載し、広く周知した。(白石区第3包括)
- 包括職員と居宅介護支援事業所の介護支援専門員向けに、**仕事と介護の両立に関する研修会**を実施(白石区第1包括)
- ケアラー支援に向けて、障がい支援事業所、児童福祉支援施設等と連携し、勉強会開催のための実行委員会を立ち上げた(中央区第2包括)

#### 結果

- **相談内容の分析結果等を元に家族介護者のニーズをとらえ**、それに基づき効果的な取組を行うことができた。
- 地域の関係機関とも連携し、家族介護者支援に**必要な知識の習得や対応のスキルアップ**を図ることができた。

#### 今後に向けて

- 今後も**家族介護者が抱え込まず、早期に相談できるよう、また、ニーズに応じた対応を行うことができるよう**、地域の関係機関とも連携しながら取組を継続する。

### 高齢者の権利擁護に関する普及啓発及び関係機関との連携強化

**権利擁護が必要な高齢者の早期発見・  
早期相談につながるためのネットワーク会議を開催**



#### 課題

- **消費者被害や詐欺の被害を被っている高齢者が存在**しているため、その防止に向けて、地域の関係機関と連携をとり、普及啓発等の取組を行う必要がある。

#### 取組内容

- 包括、警察署、消費者協会、弁護士会、訪問介護部会、ケアマネ連携と協力し、「ほっとワーク会議」を開催。**消費者被害防止に向けて連携して対応**できる体制を整備(西区各包括)
- 様々な手口の詐欺について広報誌で地域住民に周知し、**被害防止に向けて普及啓発**を実施(東区第2包括など)
- サービス事業所向けに高齢者虐待についての研修会の開催や周知チラシの配布を実施(東区第1包括)
- 成年後見制度の周知を目的としたチラシを作成し、介護支援専門員や民児協、一般企業に配布(白石区第2包括)

#### 結果

- 様々な関係機関と連携し、**高齢者の権利擁護に向けてのネットワークを強化**することができた。

#### 今後に向けて

- 今後もネットワークを生かし**関係機関との情報共有・対応力強化**に努めるとともに、地域住民に必要な情報を広く周知していく。

## (2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化①

- 介護支援専門員が、包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるようニーズに基づいた支援を行う。
- 介護支援専門員の実践力向上に向け、主任介護支援専門員との連携を強化する。

### 取組例

#### 介護支援専門員と医療機関の連携強化に向けた 情報の可視化とその活用

介護支援専門員と医療機関との連携がよりスムーズになるように医療連携ヒント集を作成

##### 課題

- 医療機関との連携に困難や不安を感じている介護支援専門員が多い

##### 取組内容

- アンケート結果から、急な入退院の調整に苦慮している介護支援専門員が多いことがわかったため、介護支援専門員が行っている工夫等を掲載した好事例集として「ケアマネ必携～医療連携ヒント集～」を作成し、居宅介護支援所に送付)(東区各包括)
- 医療機関に対し、**介護支援専門員との連携方法についてのルール**をホームページに掲載していただくよう依頼。一部の医療機関に協力していただいた。(手稲区第1)
- 認知症、精神疾患の診断が可能な医療機関や訪問診療を実施している医療機関に特化し、医療機関の特徴や検査内容等、**介護支援専門員が必要とする情報を可視化**した医療機関リストを作成(北区各包括)
- 看取りの対応について介護支援専門員を対象として**研修会を実施**(手稲区第2包括)

##### 結果

- 介護支援専門員のニーズを捉え、それに対応した情報を可視化したことが、**介護支援専門と医療機関との連携強化の一助**となっている。

##### 今後に向けて

- 取組の評価を継続的に行い**、介護支援専門員のニーズに応じた対応を行うことで、**さらなる連携の強化を図る必要**がある。

#### 介護支援専門員の実践力向上に向けた研修及び 事例検討会の開催

介護支援専門員の実践力向上のため、ニーズに基づいた研修会や事例検討会を実施

##### 課題

- 介護支援専門員が自立支援、重度化防止に資するケアマネジメントを実施することができるよう、地区の実情、課題に応じた取組を行う必要がある。

##### 取組内容

- 事業所訪問やアンケート等により把握した介護支援専門員のニーズに基づき、「介護保険サービスと障害福祉サービスの連携について」「成年後見制度について」「精神疾患について」「地域資源やインフォーマルサービスの活用について」等についての**研修会を実施**(全センター)
- コロナ禍においても、定期的に居宅介護支援事業所向けに**オンラインで事例検討会を実施**(豊平区第1包括など)
- 特定事業所加算を算定している居宅介護支援事業所から事例検討会の日程を発信してもらい、**地区内の事例検討会の相互交流を促した**。(白石区第3包括)

##### 結果

- 研修や事例検討会に参加した介護支援専門員からは、**日々の業務に生かすことができる等**と反応があり、実践力向上につながっている。

##### 今後に向けて

- 今後も様々な機会を利用して**介護支援専門員が抱える課題やニーズを把握し、実践力向上に向けた取組を継続する**。



## (2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化 ②

### 取組例

#### 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携

介護支援専門員の実践力向上に向けて  
主任介護支援専門員と勉強会等を実施



#### 課題

- 主任介護支援専門員が地域の中で役割を発揮できる場が十分ではない。

#### 取組内容

- 地域包括支援センターと主任介護支援専門員が、区内の介護支援専門員の課題について共有し、資質向上に向けて協働していくこととなった(清田区第2包括)
- アンケートで「研修の企画運営に協力可能」と返答があった主任介護支援専門員と座談会を行い、新任者への指導に生かすこと等を目的に2か月毎に**勉強会を実施**することとなった。(手稻区第2包括)
- 地域包括支援センターと主任介護支援専門員が**連携し、新人期の介護支援専門員向けの研修会を実施**(北・厚別区各包括)

#### 結果

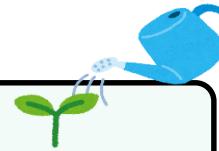
- 主任介護支援専門員が地域の**介護支援専門の実践力向上のために活動するための土台作り**を行うことができた。
- 区内の主任介護支援専門員が連携し、**自主的に活動**するようになった

#### 今後に向けて

- 今後も主任介護支援専門員への支援とネットワーク構築を継続し、主任介護支援専門員による**介護支援専門員の資質向上に資する取組が広がるように**支援を行う必要がある。

#### 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備に向けた取組の実施

PDCAサイクルに基づき、根拠に基づき効果的な取組みを検討して実施・評価



#### 課題

- 介護支援専門員が抱えている課題を把握し、その解決に向けて地域の関係機関と連携しながら取組を行う必要がある。

#### 取組内容

- 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を経年的に分析。さらに居宅介護支援事業所訪問やアンケート調査等の結果も踏まえ、**介護支援専門員が抱える課題やニーズを把握**。社会資源の不足を感じていたり、認知症高齢者の支援や地域との連携等に課題を抱えている介護支援専門員が多いことを把握した。(全センター)
- 会議や研修等を通じて、**医療機関、障がい支援事業所、民生委員等と介護支援専門員が顔の見える関係を築くことができるよう調整し、ネットワーク構築**を図った。(北区第2包括など)
- 業務を行う中でセンター内の介護支援専門員が必要と考えるインフォーマルサービス等について集積。地区毎の課題を整理したものと合わせて生活支援コーディネーターと共有し、**地域において不足する社会資源について検討**(東区第2包括)

#### 結果

- 地域にとってどのようなネットワーク強化が必要なのか、介護支援専門員にとってどのような支援が必要なのかについて分析した上で取組を行うことで、包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備を進めることができた。

#### 今後に向けて

- 環境整備に向けた取組は単年度での評価は困難であり、継続的に行っていく必要があるため、**取組の評価をしっかりと行いながら、今後もより効果的な取組について検討、実行**する必要がある。

### (3) 自立支援・重度化防止の推進に向けた地域ケア会議の促進①

- 多職種連携による個別地域ケア会議の開催を通じ、自ら自立支援に資するケアマネジメントを実施する。
- 個別地域ケア会議から地域課題を抽出し、地区地域ケア会議や区地域ケア推進会議につなげる。

#### 取組例

##### 個別地域ケア会議の目的に沿ったケース選定及びアドバイザーの積極的活用

###### 研修会の開催や好事例集の共有による個別地域ケア会議の効果的な運営

###### 課題

- 困難事例についての検討が多く、自立支援・重度化防止に向けた会議は少ない。
- アドバイザー活用の会議が少ない。
- 開催する対象地区や担当職員に偏りがある。

###### 取組内容

- センター長らが個別地域ケア会議の研修を企画、運営。センター内でプロジェクトを組み、自立支援・重度化防止に向けた個別地域ケア会議を定例で実施しているセンターに取組報告をしてもらい、その後各センター同士でグループワークを行い、意見交換等を行った。研修には全センターが参加
- センター長らが全センターに個別地域ケア会議の好事例を募集し、事例集としてまとめて全センターに配布
- 相談受付票に個別地域ケア会議開催の可能性の有無を記載する項目を設け、センターで協議の上、会議開催につなげた。(手稻区第1)

###### 結果

- 研修会を通して会議の実施体制や内容についてセンター間で共有することができ、他センターの取組や工夫を自センターにも取り入れたいという声が多く聞かれ、会議の開催数増加や質の向上の向けて効果的であった。
- 事例集を配布することで、アドバイザーの効果的な活用について職員が理解することができた。

###### 今後に向けて

- アドバイザーを活用した会議は増加しているが、今後も会議の回数を重ねるとともに質の向上を図り、自立支援に資するケアマネジメントをより推進していく必要がある。

###### 札幌市個別地域ケア会議事例集

###### ～アドバイザー活用編～



令和4年4月

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課



###### 資質向上・業務改善グループ研修会

業務連絡会議にてご連絡させて頂いておりました資質向上・業務改善グループの研修会を開催させていただきます。今回は個別地域ケア会議の開催にあたり、開催事例の報告と各センターで抱えている課題などグループワークで話し合う機会を持ち、より良い会議開催が出来る事を目的と考えております。個別地域ケア会議開催・実施状況において、3センター・札幌市からの報告と、各センターにて意見交換を行いますので、ご参加の程、よろしくお願ひいたします。

【日時】：令和4年3月23日（水） 14：00～16：00  
オンラインによる開催です。

【内容】：第1部（全体）個別地域ケア会議に関する情報共有

14：00～14：45

・厚別区第1・2地域包括支援センター  
【個別地域ケア会議の定期開催やアドバイザー活用について】

・白石区第3地域包括支援センター  
【エリア内の自立支援事業所との関わり方について】

・札幌市介護保険課 高田主査  
【個別地域ケア会議の事例提供】



第2部（グループワーク） 14：55～15：55

グループに分かれ、各センターの状況確認・意見交換

【参加方法】：各センター～ZOOMでの参加については、2端末までとさせていただきます。（1端末に2名までの参加でお願いします。）

第3部のグループワーク実施において、主に各センターにて個別地域ケア会議開催に向けて熟知され、リーダー的指導・助言を行っている職員の方へ参加いただき、現状の開催形態や開催内容の充足に向か意見交換が出来るようグループワークを考えています。癡呆的なグループワークが出来ればと考えていますので、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

申込については事前には必要ありません。  
オンラインでの参加にあたり、ZOOMのID・パスワードは後日お送りいたしますので、よろしくお願ひいたします。

令和4年2月22日 担当：資質向上・業務改善グループ

### (3) 自立支援・重度化防止の推進に向けた地域ケア会議の促進②

#### 取組例

##### 介護支援専門員等に対する個別地域ケア会議の活用促進に向けた取組

###### 地域の介護支援専門員に会議を活用していただくことで、多職種連携・ネットワークの構築の推進を図る

###### 課題

- 介護支援専門員からの事例提供が少ない。
- 介護支援専門員の多くは会議の機能等を理解しているが、「準備に時間がとられる」等と事例提供や出席に前向きになれない介護支援専門員もいる。

###### 取組内容

- 会議の年間計画を年度当初に居宅介護支援事業所に周知。会議前にもメール等を活用して周知し、参加や事例提供を呼びかけた。(厚別区第1など)
- 主任ケアマネカフェや事業所管理者の交流会を開催し、**個別地域ケア会議の活用促進**に向けて意見交換を実施(東区各包括)
- 個別地域ケア会議の事例集を作成し、居宅介護支援事業所に配布。地域ケア会議の機能、検討した課題の分析、地域の傾向等について周知し、会議活用の理解を深めた。(北区第3包括)

###### 結果

- **個別地域ケア会議に参加した組織数が増加**  
(R2年度844→R3年度1,068件)
- **関係機関に多く参加していただくことで、顔の見えるネットワークを構築することができた。**

###### 今後に向けて

- 今後も**地域の介護支援専門員等が事例を持ち込みやすい環境を整え**、より多くの関係機関が会議を活用することができるようになる必要がある。
- **介護支援専門員にオブザーバーとして参加していくぞう積極的に調整**し、会議の効果についての理解を介護支援専門員に広めたり、地域課題を共有していく必要がある。

(参考)センターが作成した関係機関向けリーフレット

###### 個別地域ケア会議の活用

###### 課題解決・自立支援を目指して 多方面からアプローチ！！

###### アドバイザーを活用してみませんか？

###### 個別地域ケア会議開催の流れ

- ①包括へ相談
- ②課題の整理と解決方法を検討（一緒に参加していただくことがあります）
- ③包括職員が関係者、必要に応じてアドバイザーへ会議参加を依頼
- ④会議開催
- ⑤モニタリング（3ヶ月後の振り返り）

今年度は8月・11月にアドバイザーを活用した

個別地域ケア会議を予定しています。

8月は薬剤師・認知症介護指導者の2職種をアドバイザーにした

会議（1ケース20分程度）の開催を検討中です。（11月のアドバイザーは未定）

認知機能が低下している方の薬管理で困っているケースがありましたら、

是非ご活用ください。会議はオンラインでの参加が可能です。

【個別地域ケア会議に参加したケアマネジャーの声】

- 自立支援型  
・お話を見てもらったり、身体に負担のかからない介助方法を実際に指導してもらうことが出来てよかったです。今後の課題が整理できました。(アドバイザー：PT)
- 利用者の苦痛の軽減や機能維持に関する具体的な検索方法がわかった。本人の苦っていることを共有するためにも、もう少し踏み込んで関わっていく必要があることに気づいた。(アドバイザー：PT, OT)
- 課題解決型  
・現在の課題が整理され、ケアマネジャー・サービス事業所・行政それぞれの役割が明確になった。関係者一同が顔合わせし、情報やり後の方向性が共有できてよかったです。

個別地域ケア会議

見学者を募集しています

相談者は当日どんなことをするの？  
会議のイメージができないので相談しづらい・・・

会議の雰囲気ってどのような感じなんだろうか？  
書類の準備とかたくさんあるのかな・・・

見学者として参加して、会議の雰囲気を見てみませんか？

会議の実際を見て地域ケア会議開催のメリットや成果を  
共有し、ご自身の今後の活用にお役立てください。

会議・見学どちらもオンライン参加できます！

## (4) 地域における主体的な介護予防の推進 ①

- 介護予防ケアマネジメントを通じ、自立支援に向けて意識の共有を図る。
- 介護予防センター等と連携し、地域住民の主体的な介護予防の取組を支援する。

### 取組例

#### 利用者のセルフケアの推進に向けた支援

##### 介護予防や健康管理に自ら取組むことができるようリーフレットを配布

###### 課題

- コロナ禍のため介護サービスを休止した方や自宅に閉じこもりがちになつた方が存在し、心身機能や意欲の低下が懸念される。
- 地域の通いの場もコロナ禍のため休止している所が多く、紹介が必要な方に対してタイムリーにつなぐことができない。

###### 取組内容

- 短期集中予防型サービスや個別地域ケア会議のアドバイザーを活用し、利用者及び家族が直接専門職から助言を受け、セルフケアに取り組むことができるよう支援(北区第1包括)
- コロナの影響でサービスを休止している利用者に対しフレイル予防について掲載した保健師だよりを送付(厚別区第2包括)
- 新規でヘルパーを利用した方の利用に至る背景を分析し、半数に膝痛または腰痛があることがわかり、それに対応したリーフレットを作成し、必要な利用者等に配布(南区第2包括)
- セルフケアに継続して取組む必要があることを理解してもらえるように、セルフケアを確実にケアプランに位置付け、センター内で確認を行った。(豊平区第1)

###### 結果

- 利用者が専門職から直接助言を受けたことで、自宅でのリハビリを行う等、セルフケアに取り組むことができるようになった。
- リーフレットの配布等により、セルフケアを行うことの動機付けや適切な情報の提供を行うことができた。

###### 今後に向けて

- 利用者が適切なセルフケアを行うことができるよう、利用者に対して動機付け及び介護予防事業の利用支援や適切な情報提供等を引き続き行う必要がある。
- 利用者にとって必要なセルフケアを促すことができるよう、職員のアセスメント能力の向上に向けて取組を継続して行う必要がある。

(参考)センターが作成したリーフレット



## (4) 地域における主体的な介護予防の推進②

### 取組例



#### 介護予防ケアマネジメントの質の向上に向けたセンター内の取組

センター内で研修や仕組み作りを行い、個別性を考慮した自立支援に資するケアマネジメントを実施

##### 課題

- 経験年数の短い職員も多いため、自立支援に資する効果的なケアマネジメントを行うためには、質の向上に向けてセンター内で取組を行う必要がある。

##### 取組内容

- 「自立支援・重度化防止をテーマとしたケアプランの目標提案力」についての研修をセンター内で実施。ケアプランを各自持ち寄り、興味・関心シートを活用してその人らしい目標を提案するための意見交換を行った。(豊平区第1包括)
- 新規のサービス利用開始時に、目標や支援内容等が自立支援につながっているか、センター内で検討(手稲区第2包括)
- 介護予防支援基準チェックリストを活用して、センター職員が自己評価を実施。全体として「地域の社会資源の活用」や「QOL向上を意識したケアマネジメント」の評価が低いことを確認(南区第2包括)

##### 結果

- センターでの取組を行うことにより、全職員が自立支援に資するケアマネジメントを実施するためのノウハウを身に着けることにつながっている。

##### 今後に向けて

- 明らかになった介護予防ケアマネジメントにおける課題の解決に重点を置き、今後も取組を継続して質の向上を図る必要がある。



#### 地域住民の主体的な取り組みの促進に向けた支援

資料配布により地域住民と自立支援に関する意識の共有を行うことでセルフケアを推進

##### 課題

- 新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、地域住民に対して講話等によりセルフケア等について周知する機会が減少している。

##### 取組内容

- 昨年度抽出した課題をもとに、より早い段階からセルフケアを行うことで、家事動作の自立を促すことができる分析。生活動作と関連した介護予防に自宅で取り組むことができるよう資料を作成(東区第2包括)
- 住民がセルフケアを行うきっかけとなるよう、介護予防に関する情報を掲載したリーフレットを作成し、住民や関係機関に配布(手稲区第1包括)
- 出前講座のチラシを地区組織に配布し、地域住民向けの介護予防に関する講話がオンラインでも実施可能であることについて周知(手稲区第2包括)

##### 結果

- 関係機関と連携して資料を配布する等により、介護予防やセルフケアについて、住民に周知することができた。配布に協力していただいた民生委員やサロン運営者からは「高齢者自身が健康意識を高められるように周知するのに有効であった」と報告を受けた。

##### 今後に向けて

- 今後も地域課題を捉え、効果的な方法で地域住民に向けて必要な普及啓発を行うことができるよう取組を継続する。

## 5. その他の取組

### (1) 地域包括支援センターの効率的な運営・機能強化に向けた取組

○地域包括支援センターの効率的な運営・機能強化に向けた取組を、センター自ら主体的に進めていくことを目的として、各センター長が4つのグループに分かれて、グループごとに年間を通じて検討、取組を行った。

#### 【主な取組結果】

- 「資質向上・業務改善グループ」
  - ・地域包括支援センター職員の資質向上を目指し、研修会を企画、運営
- 「包括的・継続的ケアマネジメント支援グループ」
  - ・相談対応の実態をより正確に計上できるよう、総合相談受付票の一部項目の追加を提案
  - ・全センターから情報を集約し、全市の居宅介護支援事業所一覧を作成
- 「地域ケア会議グループ」
  - ・地域ケア会議マニュアルについて、実態に合わせて追加、修正する部分について協議し一部改訂
- 「総合事業(介護予防ケアマネジメント)グループ」
  - ・自立支援の理念等、介護保険の正しい理解を広めるための補助資料の作成(右図)



### (2) センターごとに設定した最重点取組項目の取組状況の共有及び表彰

○運営方針にて、「センター内で協議のうえ当該年度の最重点取組項目を選定すること」としており、各センターが選定した項目の取組状況について、「見える化」を意識したA4、1枚ものの資料を作成。

○各センターの取組状況の共有及びセンター間で評価することによるモチベーションアップを目的として、各センターの投票により選ばれた上位3センターによる取組の報告を実施。

| 賞   | センター名 | 運営方針上の<br>重点取組項目                           | テーマ                                   | 取組概要                                                                                                                        | 資料番号  |
|-----|-------|--------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 最優秀 | 東区第2  | (4)地域における主<br>体的な介護予防の推<br>進               | 生活動作に着目した介<br>護予防の普及に向けて              | 訪問介護利用者の多くが掃除支援を希望しており、その依頼理由に整形疾患の悪化が多いという実情を把握したため、掃除に着目した早期の介護予防の取組が必要と判断。リハビリ専門職と連携し、掃除動作に着目した自宅でできる運動や効果についてのリーフレットを作成 | 資料2-1 |
| 優秀  | 東区第1  | (1)総合相談窓口とし<br>ての機能強化及び権<br>利擁護支援体制の整<br>備 | 電話対応の「トリセツ」で<br>みんな笑顔に♪               | 毎月100件以上の電話相談がある中で、どの職員も不安なく電話対応ができるよう、また、相談者に正確な情報提供を行うことができるよう、電話相談マニュアルを作成し、活用。対応能力の向上につながっている。                          | 資料2-2 |
| 優良  | 白石区第3 | (2)包括的・継続的ケ<br>アマネジメント支援の<br>強化            | 「ケアマネさんと仲良し大<br>作戦！～図書の貸し出<br>しを通して～」 | エリア内や再委託先の介護支援専門員を対象に、包括内の図書の貸し出しを実施。介護支援専門員は図書から必要な情報を把握して実践に生かすことができ、また、包括と介護支援専門員との連携強化にもつながっている。                        | 資料2-3 |